

英国ISA恒久化と制度改善の意義 —NISAへの示唆—



日本証券業協会 企画部証券税制室

次長 **丹生 健吾**
荒井友里恵

1. 伸び方が鈍りつつある NISA

2014年1月にスタートしたNISA（少額投資非課税制度）の利用は、2016年3月末時点で総口座数1,012万口座、総買付額7兆7,554億円となっており（図表1）、政府目標である「2020年までに総買付額25兆円」の実現に向けて伸び続けている。しかし、制度開始当初に比べれば口座数の伸び方は鈍化傾向にあ

り、2014年3月末から6月末にかけては口座数が前期比11.8%増の勢いで伸びていたのに対して、2015年12月末から2016年3月末にかけては前期比2.5%増に止まっている。

原因の一つとして、NISAが非課税期間（ヨコ）5年、口座開設期間（タテ）10年の時限的な措置であることを懸念する個人投資家が多いことが考えられる。日本証券業協会（以下「本協会」という。）が2016年に実施した調査によれば、個人投資家の51%が「非課税期間の拡充」、20%が「口座開設可能期間の延長・恒久化」をNISAについて今後改善すべき点として挙げている（図表2）。

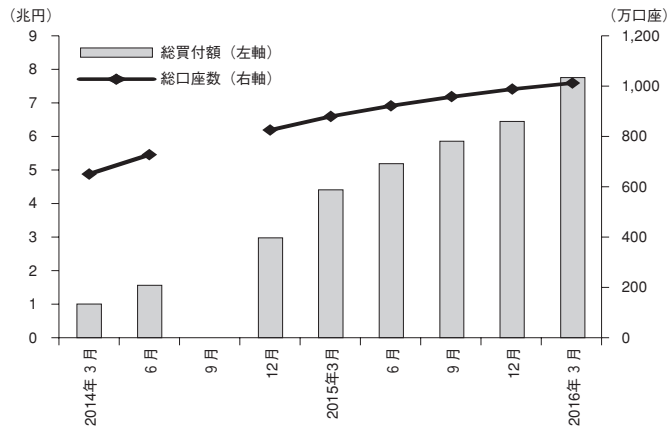
一方、NISAのモデルとなった英国のISAに目を向けると、同制度の非課税期間は当初から制限がなく、口座開設期間は2008年に恒久化され、翌2009年には利用者数が約300万口座増と大きく伸びている。

そこで本稿では、英国ISAの恒久化の経緯

〈目 次〉

1. 伸び方が鈍りつつあるNISA
2. 英国ISA恒久化の経緯と評価
3. 英国ISAの制度改善
4. NISA恒久化の意義
5. 制度の改善に向けた「平成29年度税制改正要望」

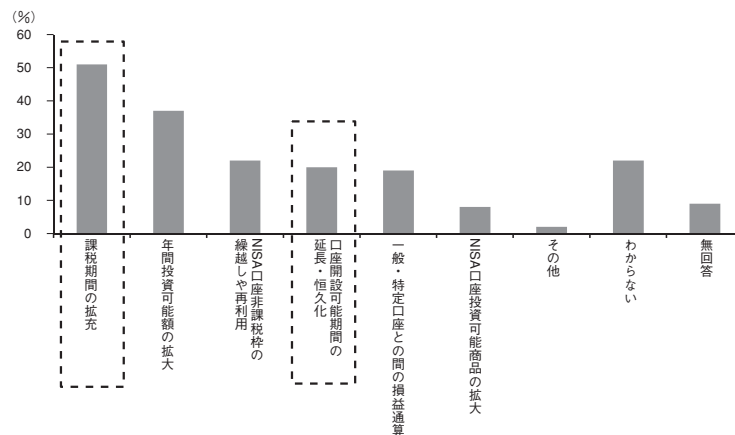
(図表 1) NISA利用状況の推移



(注) 総口座数は各時点で投資可能な勘定が設定されている口座数。総買付額は2014年～2016年の利用枠で買い付けがあった金額の合計で、買付時の時価により算出。2014年9月末の値は公表されていない。

(出所) 金融庁「NISA口座の開設・利用状況調査」より作成

(図表 2) NISAの今後改善すべき点



(注) 調査対象は全国の20歳以上の証券保有者5,000人（うち回収2,024）。調査は平成28年6月に郵送調査により実施。本問は複数選択。

(出所) 日本証券業協会「個人投資家の証券投資に関する意識調査」（平成28年9月）より作成

と評価、また近時の制度改善状況を概観した上で、日本のNISAの恒久化と制度改善の意義について考察する。なお、本稿の意見にわ

たる部分は筆者個人の考えであり、筆者の所属する組織と関係ないことにご留意いただきたい。

■ 2. 英国ISA恒久化の経緯と評価

NISAのモデルとなった英国ISAも、かつては口座開設期間に制限があった^(注1)。

英国国民の貯蓄率向上を目的として1999年に導入されたISAは、導入7年後に英国財務省による効果検証を行い、その結果を踏まえて制度の存続を検討することとされており、当初は口座開設期間に10年という期限が設けられていた（先述のとおり、非課税期間は制度導入当初から無制限であった）。そのため、例えばPIMAという非課税資産形成制度の業界団体は、効果検証が行われる2006年に、英国財務省に対してISAの口座開設期間の延長等を要望している^(注2)。

一方、英国財務省は2006年にISA制度の効果検証を行い、同年12月に「ISA導入の目的は、資産形成習慣の形成を促進し拡大すること、及び金融商品間の税制優遇をより公平に配することであった。今日では1,600万人以上の人々がISA口座を保有しており（これは1999年当時にTESSAまたはPEPを保有していた人口の倍以上である）、当初の目的は達成された」との判断を下した^(注3)。ISA口座保有者について、年収20,000ポンド未満が6割超、45歳未満が4割超であったことから、特に低所得者層や若年層に対しても普及していることが高く評価されたといえる。

このように、業界団体等からの強い要望と、

英国財務省の恒久化に対する好意的な姿勢からISAは2008年に恒久化された。その後ISA資産残高及び利用者数は増加傾向にあり、資産残高は2016年4月5日時点で5,178億ポンド、利用者数は2014年4月5日時点で約2,200万人と、英国成人人口のおよそ半数がISAを利用している。我々が2016年4月に英国財務省の担当者にヒアリングをしたところによれば、ISAの恒久化によって一定の歳入が失われるものの、既に変優遇されている私的年金の税制優遇措置に比べると、歳入減の影響は小さく、費用対効果が大きいという^(注4)。また、ISAは英国国民の貯蓄率の向上を目的として導入されたが、現在では英国経済全体の活性化にも貢献しているとのことであった。

■ 3. 英国ISAの制度改善

このようにISAは英国で広く普及しているが、英国政府は恒久化以後も、ISAが個人にとってより使いやすい制度となるような改善策を打ち出し続けている。

2008年には、制度導入当初存在していたミニ口座（mini ISA）と総合口座（maxi ISA）という区分の廃止、全体の年間拠出限度額の引上げや預金型から株式型へのISA保有資産の移管解禁など、恒久化と併せて様々な見直しが行われた。2010年にはISAの年間拠出限度額が口座開設前年9月における物価指数の年間上昇率に応じて決定されることとされ、

また、2011年にはジュニアISAが導入された。2014年7月には、New ISAと銘打ち、①年間拠出限度額の大幅引上げ（2013年度の11,520ポンドから15,000ポンドへ）、②前年まで株式型の半額とされていた預金型ISAの年間拠出限度額を株式型ISAと同額（15,000ポンド）に、併せて株式型ISAから預金型ISAへのISA保有資産の移管解禁、③株式型ISAの投資対象商品の拡大（社債に係る5年間の残存満期要件の撤廃）が行われた。

近年では、配偶者によるISAの相続の解禁（2015年4月）、住宅購入支援策であるヘルプ・トゥ・バイという制度のISAへの拡大（同年12月）、既存の預金型ISA及び株式型ISAに続く第3のISAとしてPeer to peer loanを投資対象とするイノベティブ・ファイナンスISAの導入（2016年4月）等の施策を実施した他、2017年4月にはライフタイムISA（Lifetime ISA）という若年層の住宅購入及び老後のためのISAにおける資産形成を支援する制度を導入する予定である。以下では、2015年以降の主な施策について、簡単に紹介する。

（1）配偶者によるISAでの相続

これまではISAの口座名義人が亡くなると口座が閉鎖され、配偶者による相続に当たってその後の運用益は課税されていた。そのため、例えば夫婦が夫名義のISAで共同して資産形成をしていますが、夫に先立たれた妻が引き続きISAのメリットを享受することができ

なくなるといった事例も見られたという。しかし、2015年4月から、配偶者によるISAでの相続が認められた。ISAを利用していた配偶者が死亡し、生存している配偶者がそのISA資産を相続した場合、180日以内に金融機関に申請することにより、そのISA資産を自身のISA口座で引き続き保有することができるようになった。また、死亡した配偶者のISA資産を子や孫等が一般の口座で相続し、生存した配偶者が相続しなかった場合には、生存者の年間拠出限度額に死亡者のISA資産の死亡日の時価総額に相当する追加拠出限度額が加えられる。

（2）ヘルプ・トゥ・バイISA

住宅価格が高騰している英国には、以前よりヘルプ・トゥ・バイという住宅購入支援策が存在した。これがISAにも拡充され、口座開設期間4年という時限的な措置として2015年12月1日からヘルプ・トゥ・バイISAが導入された。同制度では、専用の預金型ISAを開設し資金を拠出することで、口座開設者が初めて住宅を購入する際に、政府から拠出額の25%のボーナスを非課税で受け取ることができる。口座開設時に最大1,000ポンド、初めての住宅購入まで毎月最大200ポンドを拠出することができ、口座開設期間中に最大限に拠出すれば全体の拠出額は12,000ポンドとなるので、政府からのボーナスは最大3,000ポンドとなる。なお、政府からのボーナスを受け取り購入できる住宅価格の上限は、ロン

ドンでは最大45万ポンド、ロンドン以外で最大25万ポンドとされている。ヘルプ・トゥ・バイISAは2016年3月までに35万人が利用している。

(3) ライフタイムISA

英国財務省は2017年4月より、次世代の住宅購入や退職後のための長期的な資産形成を支援するために、第4のISAとして新たにライフタイムISAを導入することを発表した。

ライフタイムISAでは、自身の拠出額に対して25%のボーナスを政府から非課税で受け取ることができる。対象商品は株式型ISA及び預金型ISAと同様で、口座開設は18歳から40歳までの英国居住者のみ、資金拠出は50歳の誕生日までという制限はあるものの、毎年拠出した金額の25%の政府ボーナスを受け取ることができる。年間拠出限度額は4,000ポンドであり、18歳から50歳まで年間拠出限度額を拠出した場合、拠出総額は最大128,000ポンド、そこから受け取ることのできる政府ボーナスは32,000ポンドとなる。ヘルプ・トゥ・バイISAとは異なり、毎月の拠出限度額はなく、年間4,000ポンドを上限として、毎月拠出したい金額を拠出することができる。

拠出した資金及び政府からのボーナスは最初の住宅購入時もしくは60歳以降に非課税で払い出すことができる。購入できる住宅価格は、ヘルプ・トゥ・バイISAと異なり、ロンドン以外であっても最大45万ポンドの住宅を購入することができる。また、60歳の誕生日

以降であれば資金使途に関わらず非課税で拠出額及び政府ボーナスを払い出すことができるが、60歳以前に初めての住宅購入以外の目的で払い出した場合は法定の事由を除き、政府ボーナスが失われ、拠出額の5%のチャージを支払わなければならない。

既にヘルプ・トゥ・バイISAを開設している場合には、ヘルプ・トゥ・バイISAとライフタイムISAのどちらか一方の政府ボーナスのみ受け取ることができる。また、2017年4月からの1年間に限り、ヘルプ・トゥ・バイISAの資産をライフタイムISAに移すこともできる。

■ 4. NISA恒久化の意義

以上のように、英国ISAと日本のNISAとでは派生した制度に違いがあるが、最大の相違点はやはり制度が恒久的なものか否かである(図表3、4)。英国ISAが制度導入当初より非課税期間(ヨコ)が無制限とされており、口座開設期間(タテ)も2008年に恒久化されたのに対し、NISAには非課税期間5年、口座開設期間10年という制限がある。

英国では、ISAの導入から17年目を迎え、いまや英国の成人人口の約半数がISA口座を有していることや、多くの英国国民の貯蓄習慣の定着に寄与していることから、非常に成功した制度であると評価されている。ISAが英国で成功した理由に、制度が恒久化されたことによる投資家の安心感や制度がシンプルで

(図表 3) ISA (英国) 及びNISA (日本) の制度概要

	ISA (英国)			NISA (日本)
	株式型ISA	預金型ISA	イノベティブ・ファイナンスISA	
導入時期	1999年4月6日		2016年4月6日	2014年1月1日
口座開設者	満18歳以上の居住者	満16歳以上の居住者	満18歳以上の居住者	満20歳以上の居住者 (口座開設年の1月1日現在時点)
口座開設期間	当初は10年間の予定であったが、2008年に恒久化		恒久	10年(2014年～2023年)
非課税期間	恒久			5年
対象商品	株式、債券、投資信託、 保険等	預金、MMF等	peer to peer loan、現金	上場株式、株式投資信託等
非課税対象	配当、譲渡益、利子等	利子	利子等	配当、譲渡益
拋出限度額	株式型、預金型およびイノベティブ・ファイナンスISAの 合計で1万5,240ポンドまで(2016年度) 合計で2万ポンドに引上げ予定(2017年度) (手数料は含まない)			年間合計で120万円まで (手数料は含まない)
スイッチング	可能			不可
残高	2,671億ポンド (2016年4月5日時点)	2,507億ポンド (2016年4月5日時点)	—	累積投資額7兆7,554億円 (2016年3月末時点)

(出所) 英国歳入関税庁及び金融庁資料より作成

わかりやすく柔軟性が高い点を挙げる声も多い(注5)。英国政府が、制度導入後も投資者の利便性向上のため制度改善に努めた結果といえよう。

日本においても、冒頭で触れたように制度の恒久化は個人投資家のニーズもあり、NISAの更なる普及のためにも必要だと考えられる。また、現行のNISA及びジュニアNISA制度は、制度が複雑なため利用のハードルが高いという声も聞かれるが、恒久化が実現すればNISA及びジュニアNISAのロールオーバーやジュニアNISAの継続管理勘定など制度を複雑にしている点を解消することにもつながる。

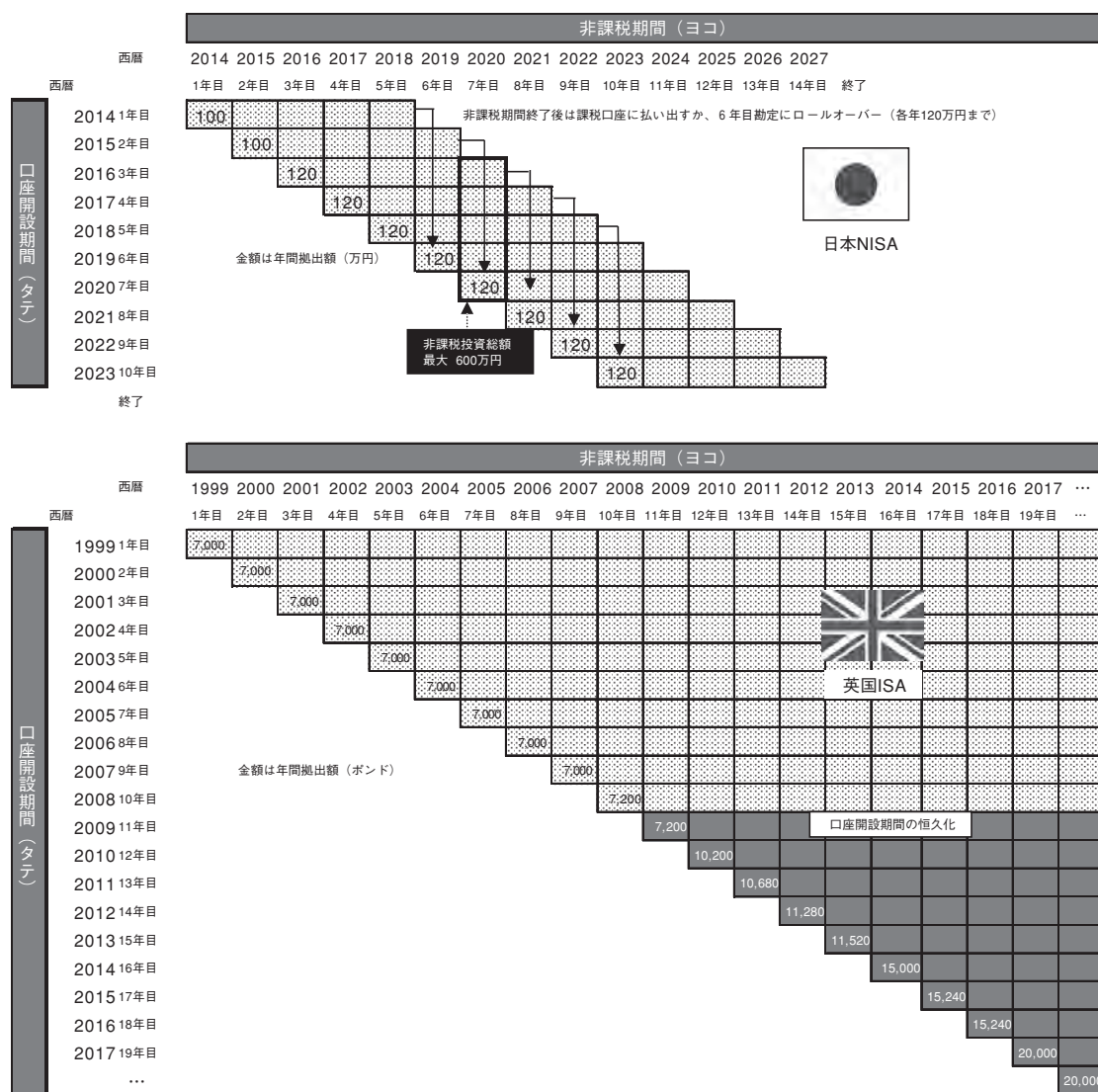
5. 制度の改善に向けた「平成29年度税制改正要望」

NISAが利用者にとってより使いやすい制度となり、同制度が個人の中長期的・自助努力による資産形成に資することが望まれる中、金融庁及び本協会ではそれぞれ「平成29年度税制改正要望」として以下の項目を掲げている。

(1) 金融庁「平成29年度税制改正要望」

金融庁は、2016年8月31日に公表された平成29年度税制改正要望において、NISAについて「積立NISA」の創設、非課税期間終了時の対応(ロールオーバーまたは課税口座への払出し)、及び投資可能期間の恒久化の3

(図表4) ISA (英国) 及びNISA (日本) の非課税期間 (ヨコ) と口座開設期間 (タテ)



(出所) 英国歳入関税庁及び金融庁資料より作成

点を掲げている (図表5)。

1点目の「積立NISA」の創設は、「NISAの更なる普及のため、手元資金が十分でない若年層等の利用を促進する観点から、少額からの積立・分散投資に適した」制度をという

趣旨で要望されている。分散投資 (投資対象の分散と投資時期の分散) を促すため、投資対象はその趣旨に適した商品に限定され、投資方法は定期・定額での積立投資に限定されるという。非課税期間が20年と現行のNISA

(図表 5) 金融庁「平成29年度税制改正要望項目」

1. 活力ある資本市場と家計の安定的な資産形成の実現 ◆ 少額からの積立・分散投資の促進のためのNISAの改善 ◆ 金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大） ◆ 上場株式等の相続税評価の見直し等 2. 金融のグローバル化への対応 ◆ 外国子会社合算税制（CFC税制）の抜本的見直し ◆ クロスボーダーの債券現先取引（レポ取引）に係る税制の見直し 3. その他の重要項目 ◆ 企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃	○「<u>積立NISA</u>」の創設（現行NISAと選択制） ・年間投資上限額：60万円、非課税期間：20年間 ※ 長期・分散投資のメリットを十分得られるよう、 現行NISAよりも年間投資上限額を小さくする 一方、非課税投資期間をより長期とする ・長期・分散投資に適した一定の投資商品に限定 ・定期・定額での投資（積立投資）に限定 ・恒久措置として導入 ○非課税期間（現行：5年間）終了時の対応 ○投資可能期間（現行：平成35年まで）の恒久化
---	--

（出所）金融庁「平成29年度税制改正要望項目」（平成28年8月）より作成

の5年よりも長い一方、年間投資上限額は60万円と現行のNISAの120万円よりも小さい。このように、積立NISAは現行のNISAと様々な違いがあるうえに、現行のNISAと併用することはできず投資家が積立NISAと現行のNISAのいずれかを選択する制度である点には、注意が必要であろう。

2点目の非課税期間終了時の対応は、制度開始から3年目を迎え、最初の非課税期間終了が2018年末に迫る中、課題が改めて認識され掲げられたものである。NISAで保有している上場株式等を非課税期間終了までに売却しなかった場合は、翌年の非課税枠へロールオーバーするか、課税口座に払い出すか、いずれかを選択する必要がある。だが、翌年の非課税枠へのロールオーバーはあくまで年間投資上限額（120万円）の範囲内で行うため、当該上場株式等が購入時より値上がりし、

120万円を超えている場合はロールオーバーしきれない部分が生じることになる。他方で、課税口座への払出しを選択する場合、現行制度の下では払出し価額は払出し時点の時価とされており、当該上場株式等が購入時より値下がりしていると、その後当初の取得価額に戻った時点で売却しても「利益」が生じたとみなされ、課税されてしまう。こうした課題に対処するため、ロールオーバーについては年間投資上限額（120万円）を一定額超過している場合であってもロールオーバーを可能とすること、また、含み損が出ている場合の課税口座への払出しについては払出し価額を当初の取得価額とすることなどが検討されている。

3点目に、平成26年から平成35年までの10年間（ジュニアNISAは平成28年から平成35年までの8年間）とされている投資可能期間

(図表 6) 証券界の平成29年度税制改正要望

I 「貯蓄から投資へ」の流れを加速し、家計の自助努力による資産形成を支援するための税制措置 1. NISA（少額投資非課税制度）及びジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）の恒久化、拡充及び簡素化 2. 確定拠出年金制度の拡充 II 投資リスクの軽減を図り、成長マネーの供給を促進するための税制措置 1. 金融所得課税一体化の促進等 2. 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間の延長 3. 上場株式等の相続税評価額等の見直し 4. 配当の二重課税の排除 5. 投資信託・投資法人制度等の拡充 III 市場環境の整備及び投資者の利便性向上のための税制措置 1. 「国際金融センター」の実現に向けた市場環境整備 2. マイナンバー制度の導入に伴う税務分野での利用促進 IV その他の税制措置	①上場株式等への投資を促進し、市場への継続的なリスクマネーの供給を実現する観点から、NISA及びジュニアNISAに係る非課税期間の恒久化を図ること。仮に、NISA及びジュニアNISAの非課税期間の恒久化又は延長が図られない場合には、非課税期間終了時の対応として、含み損商品の払出し時の取得価額の特例措置、ロールオーバーの上限額の撤廃、その他手続の簡素化等の措置を講じること ②国民が中長期的な投資を行う環境を整備し、自助努力による資産形成を支援する観点から、NISA及びジュニアNISAに係る制度の恒久化（口座開設期間の恒久化）を図ること ③非課税期間の恒久化を前提として、NISA及びジュニアNISAにおけるスイッチング（取得した上場株式等の売却代金の範囲内での他の上場株式等の再取得）を認めること ④ジュニアNISAの利便性向上のため、払出し制限の緩和等及び贈与税の基礎控除額の特例等の措置を講じること ⑤少額からの積立・分散投資に適した「積立NISA」の制度設計に当たっては、投資者の利便性及び証券会社等の実務に配慮した簡素なものとする
--	--

(出所) 日本証券業協会・投資信託協会・全国証券取引所「平成29年度税制改正に関する要望」(平成28年9月)より作成

(=口座開設期間（タテ）)の恒久化が掲げられている。

(2) 証券界の「平成29年度税制改正要望」

証券界は、平成29年度税制改正要望において、NISA及びジュニアNISAの口座開設期間（タテ）恒久化だけでなく非課税期間（ヨコ）の恒久化も掲げている（図表6）。また、「非課税期間の恒久化を前提として、NISA及びジュニアNISAにおけるスイッチング（取得した上場株式等の売却代金の範囲内での他の上場株式等の再取得）を認めること」も要望している。

「非課税期間の恒久化又は延長が図られな

い場合には、非課税期間終了時の対応として、含み損商品の払出し時の取得価額の特例措置、ロールオーバーの上限額の撤廃、その他手続きの簡素化等の措置を講じること」も併せて求めているが、非課税期間終了時の対応は、あくまで非課税期間の恒久化又は延長が図られない場合の対応に過ぎない。

NISAを幅広い国民の中長期的な資産形成手段として安心して利用できる制度とするためには、将来に亘っていつでも口座を開設できるようにする口座開設期間（タテ）の恒久化と、一度投資をした金融商品について期限を気にせず保有できるようにする非課税期間（ヨコ）の恒久化が、それぞれ必要であろう。

(注1) 英国ISAの基本的な制度については、日本証券業協会「英国における個人の中長期的・自助努力による資産形成のための投資優遇税制等の実態調査」(平成28年6月)(<http://www.jsda.or.jp/shiryo/houkokusyo/isahoukoku160623.html>)も参照。

(注2) PIMA “ISA Review 2006 -Proposals submitted to HM Treasury”, July 2006. 同書においてPIMAは、ISAの口座開設期間延長の他にも拠出限度額の引上げや投資対象の拡大、ISAにおける資産形成に対するインセンティブ付与等、計16項目を要望しており、うち12項目が2016年9月末までに対応済み(または対応予定)である。

(注3) HMT “Individual Savings Accounts : proposed reforms”, December 2006.

(注4) そもそも英国では、DCを含む私的年金が日本に比べて非常に優遇されている点に留意する必要がある。拠出限度額は年間で基本的に4万ポンド、生涯で100万ポンドと大きく、DCのみでこの限度額を使い切ることもできる。

(注5) 本協会の現地調査インタビュー(2016年4月)による。

